

名古屋市千種区選挙管理委員会告示第1号

第51回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査  
における選挙人名簿の登録の移替の延期について

第51回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査のため、公職選挙法施行令第17条の規定により、移替えをしない期間をつぎのとおり定める。

令和8年1月20日

名古屋市千種区選挙管理委員会委員長 谷口 佳子

選挙人名簿の登録の移替えの延期期間

令和8年1月20日から2月8日まで

名古屋市千種区選挙管理委員会事務室